

東北沿岸における来住伝承と東廻海運

内田 龍哉

はじめに

近年、太平洋沿岸における海上交通とそれに関連する各種の交流（物流・宗教・情報・軍事）をめぐる研究が、主に中世東国史研究者の間で活発に行われている。⁽¹⁾ その動きは、まず伊勢国大湊と相模国

六浦湊や武蔵国品河湊を結ぶ太平洋航路の存在を明らかにし、その多様な側面を解明しつつあると言えよう。また、中世太平洋海運が、さらに奥羽地域とも結んでいたことを検証する方向で作業が進められている。⁽²⁾ それは、いずれ青森県市浦村の十三湊遺跡の調査に代表される中世日本海々運に関する研究成果とも結びつくものと思われる。

一連の中世海運史研究の視点が、近世のそれと大きく異なる点は、平泉政権と北上川水運の関係に見られるように、平安末期から中世の政治権力が、水上交通を積極的に自己の権力機構の中に取り込ん

でいったとする、根本的な発想の転換があった。その結果、平泉政権や津軽安藤氏の権力基盤の解明や、依然として不明な点の多いわゆる「奥羽南朝史」研究とも結びついて、北海道・東北・関東地域の中世史像に大きな知見をもたらす可能性を秘めている。

本稿では、このような研究動向を踏まえつつ、近世東廻海運の形成過程を再検討するにあたって、寛文十一年（一六七一）に幕府が実施した城米廻漕機構の改革において城米浦役人を命じられた各地の海運者業たちの出自を比較検討することとしたい。そのことが、近世海運と中世・戦国期の海運との発展性や断続面を明らかにするものと思われるからである。また、本稿では、同様の作業を房総の近世港湾の一つである安房小湊（天津小湊町）について試みたが、銚子湊については触れることが出来なかった。

の幅はおよそ七十間、深さは四尋、奥行きは百八十間ほどで、大船の停泊に適していた。小湊村と湾内の隣村市川村（天津小湊町）とは、この湾をさまざまな用途をめぐって、対立を繰り返した。寛永六年（一六二九）には、内浦湾の漁業利益をめぐって争論が起り、浦網場が入会となった⁽⁵⁾。ついで、元禄一二年（一六九九）に市川村と小湊村の間に船役高と「湊進退」をめぐる争論が起きたが、評定により両村の入会とされた⁽⁶⁾。しかし、同十六年の大地震による津波で市川村の大半が海没し、隣村の内浦村に組み込まれると、内浦村との入会となった⁽⁷⁾。ついで、廻船の入津や難船処理の人足稼ぎが村民の助成となることから、天保八年（一八三七）にはその差配をめぐって小湊村と内浦村の間で争論となっている⁽⁸⁾。また、同湊には城米船や諸藩廻米船が入津したため、天保十一年当時は「城米御用掛名主」が置かれており、仙台藩や南部藩などの諸家御穀船を世話する廻船方も置かれた⁽⁹⁾。

天保七年の小湊村は家数百五十軒、人数八二四人で、誕生寺塔中十ヶ寺のほか、船大工三人、商人五八軒、漁人七九軒を含む漁業・商業の盛んな集落で、内浦村（天保九年）も家数二百六十軒、人数一五七五人で、うち百十一軒が漁業を営んでいる。このように、同湊周辺は地先海面の様々な漁職と安房丘陵南斜面の広大な山林での山稼ぎに加え、誕生寺門前として繁栄していた。したがって、同湊は漁獲物・水産加工品などを「押送船」と呼ばれる小形の海船で江

戸や浦賀湊に運ぶほか、廻船については全く後背地・集荷圏を持たない避難港的な色彩が強かった⁽¹⁰⁾。このような湊の成立事情を明らかにするには、海流・風波などの海象や当時の航海技術を検討することも必要であろう。

小湊村及び内浦村の一部は近世を通じて誕生寺領であったが、その周辺の安房国長狭郡一帯は戦国期には里見氏の所領であり、元年（一六一五）に里見忠義が改易されて幕府領となり、同六年に西郷正員が下総国生実から長狭郡東条村に入部し、一帯を支配した。のち、元禄五年（一六九二）に西郷氏が下野に転封され、西郷氏領は幕領となる。

この間、元和元年頃には「大坂落城之節より嶋々ニかくれ居申候牢人共々船々漂来、内浦湊より陸江上り鎧甲を着シ、弓鉄砲ヲ持、三十人宛々ニ而百姓家江押込狼藉および村々人家之すまる難成」と伝えられることから、海賊あるいは里見・豊臣系水軍が来寇したことが窺われる⁽¹¹⁾。また、同六年末には伊勢から「海蟹人船」が小湊に来着し、磯根の鮑漁を請け負っている。また、紀伊国有田郡栖原村（和歌山県湯浅町）の漁民栖原角兵衛が隣村浜荻村（天津小湊町）に進出したのも、元和年間と伝えられ、いわゆる紀州漁民の房総沿岸への進出が活発になってきていた。

このように、元和年間には安房小湊周辺に畿内から進出する者が多く、この時点ですでに湊や好漁場を控える地域として、遠隔地と

の交流が行われていたことが窺われる。しかし、さきに紹介した寛文十一年の城米浦役人の設置以前における安房小湊周辺の動静を示す史料は乏しい。また、のちに城米浦役人を命じられる滝口七郎左衛門についても、現小湊地区には該当する旧家はない。なお、近村の浜荻村「七郎左衛門家」を滝口家に比定するならば、元和四年には検知の案内者を勤め、同六年には屋敷三畝余、上畠一反二畝余などを有し、村内では比較的富裕な者であること、元禄・正徳期には浜荻村の名主を勤めていること等が判明するが、海運業との関わりを見いだすことはできない⁽¹²⁾。また、同家は、おそらくは近世初期から村役人を勤めていたと想像されるが、同家の近世以前の経歴は不明である。

武者惣右衛門家と荒浜湊

阿武隈川河口の荒浜湊において、城米浦役人を命じられたのは、武者惣右衛門家であった。史料一は、安永三年（一七七四）の「高須賀村端郷荒浜風土記御用書出」から武者家に関する記述を抜粋したものである。

【史料一】 亘理郡高須賀村端郷荒浜風土記御用書出（抜粋）

代数有之御百姓
伊達安房様御拜領地
亘理郡高須賀村端郷荒浜
肝入 伝 多平

代数有之御百姓
濱屋敷浦役人并
武者惣右衛門
御船肝入

右武者惣右衛門先祖武者主計儀元和年中より当浜二住居仕候間、右代より御書上仕候事

先祖 武者主計 二代 主計子 惣 九郎
三代 惣九郎死
去後家人 浦役人 武者惣右衛門

右惣右衛門儀、惣九郎死後其子惣六幼少ニ付宇多郡谷地小屋村端郷釣師浜親類之内より後家人ニ罷越シ申候、寛文十弐年御城米御廻米御用ニ付浦役人被仰渡、苗字帯刀御免被被成下、御扶持方五人分被下置候、延宝七年より天和元年迄三ヶ年之内、御城米相止候処、天和二年春又以御城米相成候ニ付、年数七ヶ年相勤申候事（後略）

〔出典…『宮城県史二四（資料篇二）』昭和二十九年刊所収〕

右の記述によれば、初代武者主計が元和年間（一六一五～一三）に同地に来住したとある。荒浜は当時は新浜とも言い、陸奥国亘理郡

高須賀村の「端郷」で、人家もない新田集落であったといわれるが、元和六年には信達地方からの江戸廻米が同地に送られていることから、武者氏の来住は荒浜湊の開設や阿武隈川通船に関連したものであったと言われる⁽¹³⁾。同家では先祖主計の子惣九郎の死後、その惣六が幼少であることから、近傍の宇多郡谷地小屋村端郷釣師浜（同県山元町）の親類から養子を迎え、三代目とした。この三代目惣右衛門が、寛文十一年の城米廻漕制度の改革によって荒浜の浦役人に命じられることになったのである。

これに対して、史料二「武者家勤功書上」は、古田良一氏が『西廻海運及東廻海運の研究』で引用し、寛文十二年の河村瑞賢による城米回送の改革を紹介したもので、本稿で紹介する一連の城米浦役人もこの史料によって、その名が知られるのである。また、この史料は、武者家の来歴と事績について詳記しているが、同書は三代目惣右衛門の実家の先祖「佐藤信濃」から家譜を説き起こしているのである。

【史料二】武者家勤功書上（抜粋）

拙者勤功書上可仕由被申渡、左ニ申上候

先祖佐藤信濃儀ハ相馬家中ニ而御知行百五拾石頂戴仕、相馬領小澤村ニ住居罷在候処、右御知行被召上候ニ付、同領原釜浜に新屋敷取立住居仕、信

東北沿岸における来住伝承と東廻海運（内田）

濃子供七人之内佐藤七兵衛儀ハ相馬に被召出、御武頭被仰付、御知行四百石頂戴仕候処、家領断絶仕、右七兵衛孫佐藤善右衛門代渡部之家跡ヲ取、渡部善右衛門と相改候処、相馬様先祖之儀御尋之上、佐藤と相改申旨被仰付、御知行二百石頂戴仕、佐藤善右衛門と苗字相改、原釜浜二代々住居罷在、当時佐藤惣右衛門と名乗罷在候御事

一右信濃末子掃部儀宇多郡高倉ニ住居仕り、掃部子供男女取合五人之内嫡男惣右衛門儀ハ同郡釣師浜ニ住居仕罷在候処ニ武者惣九郎跡後家人ニ罷越、佐藤ヲ相止、武者之家ヲ相続、亘理荒浜ニ住居仕、御百姓相統罷在候処、寛文四年より米沢之拾万石之内拾二万石御上地ニ罷成、同五年之御物成御城米ニ罷成、江戸町人御請ニ被仰付、寛文拾壹年迄七ヶ年商人ニ被相渡候御事

（中 略）

一寛文拾壹年御物成、江戸町人川村瑞堅ニ海上御願被遊候、右瑞堅儀も御当地江被下、三拾日余罷在、同年海上無恙江戸着仕候、依之瑞堅儀為御褒美御金三千兩被下置、御米積立為支配手代磯田三郎左衛門、梅津三郎兵衛、雲津六郎兵衛、浜田久兵衛四人被下候、且瑞堅方江ハ仙台御表よりも度々御進物被下置候御事

（中 略）

一寛文拾二年より御直送被仰付、庭銭不被下置候而、於江戸表川村瑞堅御披露之上、為骨折五人御扶持方被下置、夫より役人被仰付、苗字帯刀御免被成下、所々九ヶ所江浦役人被相建、五人御扶持方年々被下置候名前左之通

仙台領小淵 石森小左衛門

同領寒風澤 長南李之助

同領荒浜 武者惣右衛門

相馬領原釜 鈴木孫兵衛

岩城領小名浜 野崎与左衛門

水戸中湊 梅原藤七

下総領銚子 伊藤清左衛門

棚倉領平潟 鈴木主水

房州小湊 瀧口七郎左衛門

（後略）

〔出典…中村就一『長南氏の研究』史料篇 四四二頁以下〕

右の記述によれば、佐藤信濃はもと相馬家中にあつて知行百五十石を得て相馬領小澤村（福島県相馬市）に住居していたが、いつの頃か知行を召し上げられ、新たに領内原釜浜（同）に住居した。その嫡男惣右衛門は宇多郡釣師浜に住居していたところ、武者家に入婿し、武者姓を名乗ることとなったといわれる。

一方、太田亮著『姓氏家系大辞典』では、同じ武者家について次のように紹介されている。

【史料三】姓氏家系大辞典（抜粋）

武者 ムシャ

（中略）

5 清和源氏土屋氏族 武者家（福島県荒浜町）系譜に「一色公深―範氏―詮範―詮貞―金丸範次（長男）―藤直（長男）―藤次（長男）―土屋虎義（次男）―土屋惣藏（五男。惣藏に二子あり、長は忠直、次は武者第二代主計介の妻竹姫也。主計介は養子にして、相馬郡釣師浜より来る）―武者主計介（竹姫の許へ入夫、即ち武者家第二代を嗣ぐ。武者の武は、惣藏の主君武田勝頼公の姓字を附けたりと。）―惣九郎―惣右衛門―惣十郎（後略）」と。現今十八代也とぞ。

〔出典…太田亮著『姓氏家系大辞典 第三巻』六〇〇三頁〕

右の記述によれば、史料一「風土記御用書出」に記された「初代主計」は武田勝頼の家臣土屋惣藏であり、「二代目惣九郎」とは土屋惣藏の子忠直にあたり、「三代目惣右衛門」は惣藏の娘竹姫の入夫であるとされる。また、荒浜で用いられた武者姓は武田姓から付けたものとしている。

これまで、同家の来歴と性格は、「武者勤功書上」により、佐藤信濃系とのみ認識されてきた。しかし、『姓氏家系大辞典』によれば、「勤功書上」とは別の「武者家系譜」が存在するのである。筆者は当該史料について未見であるが、『姓氏家系大辞典』に拠りつつ、これ

まで注目されなかった初代武者主計の来住事情について検討してみよう。

まず、「風土記御用書出」の初代主計に比定される土屋惣藏とは、いかなる人物であったのか、さしあたり『寛政重修諸家譜』を見てみよう。

【史料四】寛政重修諸家譜（抜粋・土合氏）

清和源氏 義家流

土屋

代々一色を称し、藤次が時秋山に改め、又金丸を号す。後昌次昌恒兄弟共に土屋に改む。

● 範貞―範次―藤直

藤次

伊賀守 武田家につかへ、一族の家号をゆるされ、秋山と称す。後又武田家旧臣の家名を継、金丸にあらたむ。

虎嗣

筑前守 武田信玄につかへ、軍中使番十二人のうちに加はりて、躑躅崎の城を預り、某年死す。法名存九。

東北沿岸における来住伝承と東廻海運（内田）

某

昌次 平八郎 右衛門

信玄につかへ、使番となりてしばしば戦功ありしかば、武田家の長臣土屋の称号をゆるされ、侍大将となりて兵士五十騎を預る。（中略）天正三年五月二十一日長篠のたゝかひに勝頼にしたがひて発向す。（中略）織田家の陣にむかひ、柵際にせめよせ、みづから柵木を引破り、猶すゝんで奮戦し、鉄砲にあたりつひに討死す。年三十一。法名道官。

景詮 左衛門佐

昌義 助六郎 金丸を称す。

天正十年三月十一日勝頼生害のとき、小原丹波某、同下総某とともに命をうけて、その室及び女子を害し、その遺骨をとりおさめて後自殺す。年二十九。法名道助。

昌恒 惣藏 右衛門

信玄につかへ、駿河国宇津房に在りて今川氏真と合戦のとき、昌恒十三歳にして、今川家の将岡部忠兵衛某が士卒を討取。後忠兵衛武田家に属し、数度の戦功により老臣の称号をゆるされ土屋と称す。忠兵衛某、昌恒が宇津房の戦功を称してこふにより、信玄の命によりて養子となる。（中略）兄右衛門佐昌次及び土屋備前某等が家人同心等をおとごとく昌恒に属す。（中略）天正十年三月十一

日勝頼没落し、田野の奥天目山に入て生害のとき、家臣等みな落うせ、昌恒等僅に四十余人のみこれにしたがひ瀧川左近将監一益河尻肥前守鎮吉が兵と、いどみたゝかふ事数度にしてつひに討死す。年二十七。法名道節。妻は岡部丹波守某が女。

正猶

景氏

忠直 惣藏 平三郎 民部少輔 従五位下

母は丹波守某が女

天正六年甲斐国に生る。十年父昌恒討死のち、母とともに駿河国に來り、ゆかりあるにより今泉村楞巖院の住持寒妙の養育をうけ、後回国清見寺にありて成長し、十六年九月東照宮御鷹狩ありて、清見寺にいらせたまふ。住持大輝、忠直をして御茶をすゝめたてまつりしを御覽ありて、何ものゝ子ぞと御尋あり。大輝、昌恒が男なるよしを言上し、またその由緒を記せる書を献ぜしかば、直ちに御供にめし具せられ、帰御の後仰によりて阿茶局の養子となる（後略）。

女子



〔出典…『寛政重修諸家譜 第二卷』一八三頁以下〕

右によれば、土屋氏は甲斐武田氏の庶流で、代々一色氏を称し、藤次の代に御一門の秋山姓に改めたが、のちに武田家旧臣の家名を継ぎ、金丸姓とした。そして、虎嗣・虎義の二代にわたり武田信虎に仕え、虎義の二男金丸平八郎昌次が武田信玄に仕えて戦功があり、永禄十年頃に武田家の長臣土屋氏の姓を許されたという。天正三年（二五七五）、土屋右衛門尉昌次が長篠の戦に斃れると、弟昌恒が昌次の家人同心衆を引き継いだ。昌恒も勝頼に仕えて戦功があったが、この土屋昌恒の通称が惣藏（惣三）であり、昌恒の嗣子の名は忠直とされている。このことから、『武者家系譜』に記された「土屋惣藏」が、土屋昌恒に比定されるのである。ところで、松平定能編『甲斐国志』は土屋昌恒について次のように記している。

【史料五】『甲斐國志』卷之九十六（抜粋）

○土屋惣三昌忠今諸記ニ多ク作昌恒、今從景德院 金丸虎義ノ五男、即チ昌次ニハ弟ナリ、勝頼ノ小姓、幼ヨリ英名アリ、軍鑑ニ永祿十三年十五歳ニシテ駿州先方ノ土屋備前ノ養子トナル、長篠ニテ備前并ニ兄昌次死ニタレバ二人ノ家禄ヲ併セ賜ハリ兩部ノ兵ニ將タリ、田野ニテ殉死、年廿七、法名ハ忠庵存孝居士、旧牌ニ昌忠院ト記セリ、今昌恒院ニ作ル、大泉寺ノ牌之ニ同ジ、按ルニ駿州大宮神馬奉納ノ記ニ神馬五匹土屋右衛門尉 同一匹尉ノ同心共トアリ、所在ノ藏文書ニモ天正三年ノ後土屋右衛門尉ト記ス者数多見エタレバ長篠ノ役後称ヲ改ムル趣明ラカナレド、名ノ顯レタル人ニテ世ニハ惣三トノミ覺エ記録セシナラン、当時ノ実ニハ背ケリ

〔出典…『大日本地誌大系 甲斐國志』第四卷〕

右によれば、土屋惣藏と金丸惣三藏昌忠は永祿十三年（一五七〇）に駿河先方衆の土屋備前守直規の養子となった。長篠戦後、兄土屋昌次及び養父直規が戦死したため、昌恒が両土屋家を引き継いで侍大将となり、土屋右衛門尉昌恒を名乗ったという。また、昌恒の子に関する記事によれば、天正末年ころに忠直と改めたという。

以上から、荒浜の武者主計の来住に関する各種の記述は、土屋惣藏昌恒を初代主計とし、忠直を二代惣九郎とすることで符合するかに見える。しかし、すでに諸書の記述から明らかのように、土屋惣

東北沿岸における来住伝承と東廻海運（内田）

藏昌恒は天正十年に武田勝頼が天目山で自刃した際、勝頼に殉じていたのである。さらに、その際、家臣によって駿河に落ち延びた昌恒の子は、天正十六年九月から徳川秀忠の近習となり、同十九年ころ秀忠の諱を与えられ、忠直と改めた。この土屋忠直は、慶長七年（一六〇二）七月に上総久留里城において二万石を領するのであり、その子数直は土浦藩土屋家の始祖になるのである。したがって、荒浜における武者家の来住伝承の内、初代主計らの出自に関する部分の信憑性は乏しいと言わざるを得ない。

しかし、なぜ阿武隈川水運や東廻海運を深く関わる武者家が、遠隔する甲斐の一武将を出自とする伝承を後世に伝えたのであろうか。この点に関して、『甲斐國志』は次のように記している。

【史料六】『甲斐國志』卷之九十六（抜粋）

○岡部忠兵衛 軍鑑ニ云フ船二十艘、同心五十騎、本ト今川ノ十八人衆ナリ。依武功更氏為土屋備前、無男子ユエ宗藏ヲ贖トス。備前モ長篠ニテ戦死スト云云

〔出典…『大日本地誌大系 甲斐國志』第四卷〕

すなわち、土屋惣藏昌恒の養父備前守直規は、もと今川氏の重臣岡部忠兵衛であり、武田水軍の将となって土屋氏をなおり、軍船二十艘、騎馬五十騎を持ったことがわかる。

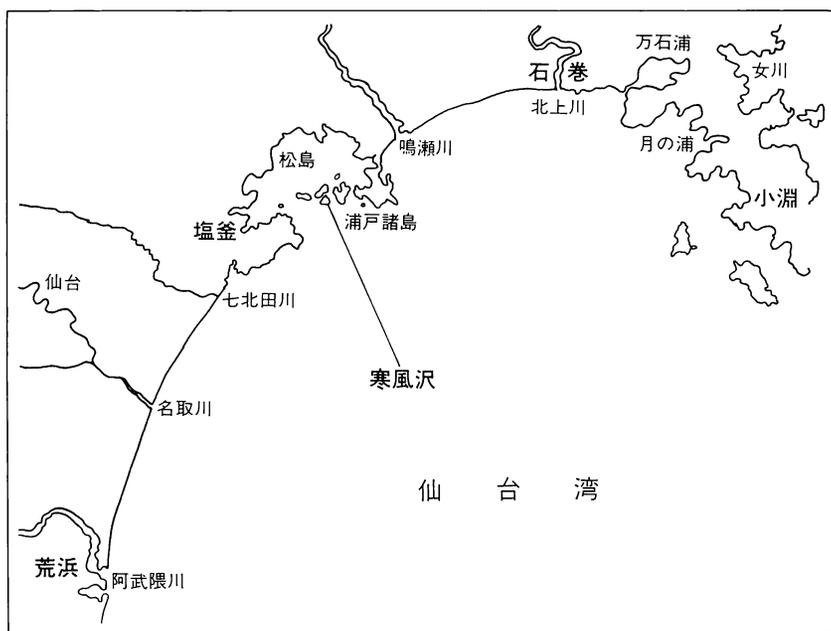


図2 寒風沢・荒浜周辺略図

次に、土屋惣蔵及び養父備前守直規が属した武田水軍について、柴辻俊六氏ら先学の研究成果によりつつ整理してみよう。武田氏が水軍を組織するようになったのは、永禄十一年（一五六八）一二月以降、駿河に進出してからのことである^[1]。また、『甲陽軍鑑』にも「海賊衆 一岡部忠兵衛 船十二艘 同心十五騎」とあるように、土屋備前守直規こと今川家の家臣であった岡部忠兵衛貞綱は、武田氏の駿河進出後は武田水軍に属している。このとき、同じく武田水軍に編成されたものに、後北条水軍の間宮武兵衛、伊勢水軍の小浜景隆、向井伊兵衛、今川水軍の伊丹大隅守などがあつた。その岡部貞綱は、『甲陽軍鑑』によれば、永禄十二年十二月から土屋備前守（豊前守）と名乗るようになったと言われる。土屋貞綱は、三方ヶ原の戦いの際には「しみづに舟手衆」（静岡県清水市）として控えていた。また、このとき岡部貞綱こと土屋備前守と密接な関係を持つと見られる「土屋木工左衛門」が海賊城と見られる久能山城（静岡市）に在陣していたことが知られている。また、岡部貞綱の係累と見られ、ともに今川氏の老臣であった岡部正綱の娘が伊丹大隅守康直に嫁していることから、岡部貞綱は今川水軍から武田水軍への結集の中核的人物であつたと見られる。このような戦国大名に属する水軍（海賊）について小和田哲男氏は、平時における商船团的機能を重視すべきであるとしておられる。

以上から、荒浜の武者家に伝わる来住伝承について検討してゆく

と、その出自に関わる伝承において、かつて今川水軍及び武田水軍の中心的人物であった土屋直規こと岡部貞綱との関わりが濃厚になつてくる。荒浜の海運業者である武者氏が来住伝承の中で取り上げた土屋惣藏とはその養子であり、武者氏の出自もほぼ土屋惣藏の周辺事情を把握したものであることから、武田水軍となんらかの関係を持つ者であつたと考えられるのである。

長南和泉守と寒風澤湊

享保十八年(一七三三)、陸奥国宮城郡高城寒風澤浜(宮城県塩竈市)に城米浦役人が置かれた。荒浜より北方に位置する寒風澤にも浦役人が置かれたのは、第一に航海技術的な問題であつたとされる。すなわち、荒浜は北東風による土砂の堆積が激しく、大きな廻船を係留しにくいことから、年貢米をいったん舢船に積み込み、寒風澤へ移送し、そこで大船に積み替えるというものであつた。また、近世の塩竈湊も土砂の流入が激しく、つねに浚渫する必要があつたといわれる^[5]。このため、手狭な塩竈湊に代わつて、寒風澤島と野々島に挟まれた水域が沖留め水域及び積替え港として活用されたようである。この点について、「宮城郡高城寒風澤浜風土記御用書出」には次のように記している。

【史料七―一】寒風澤風土記御用書出(抜粹)

風土記御用書出

宮城郡高城寒風澤浜

肝入 小平次

寒風澤浜

一村名二付由来 当浜ハ表海江之風道にて四季共江戸出船仕候節、風を待合申場所ニ御座候、冬ハ直尚更風烈敷、余浜より格別寒キ浜ニ御座候ニ付、古来郷説ニも冬寒風澤夏小淵杜鹿郡申唱、十月より二月迄ハ当浜江浜之名御穀船相懸置、順風を見合、江戸江之出船仕候

一天当御穀船 六艘	内 一七百八拾石積	老艘 此役代九百文	船主 清 八郎
	内 一八百石積	老艘 此役代老貫文	船主 清 八郎
	内 一七百七拾石積	老艘 此役代九百文	船主 清 八郎
	内 一七百九拾石積	老艘 此役代九百文	船主 銀右衛門
	内 一七百四拾石積	老艘 此役代九百文	船主 銀右衛門
	内 一六百七拾石積	老艘 此役代八百文	船主 銀右衛門

一天当船 式艘 内 一七七七拾石積 老艘

船主 清 八郎

右ハ南部様御前金船ニ御座候ニ付、御役無御座候得共、上下毎ニ於石巻帆役廿式反帆上納仕候、但御役代ハ八百五拾文又ハ七百五拾文ニ而御廻方石高寄不同ニ御座候

内 一七七七拾石積 老艘

船主 喜 四郎

右ハ一ノ関様御前金船ニ御座候ニ付、御役無御座候得共、上下毎ニ於石巻帆役廿式反帆上納仕候、但御役代ハ八百文又ハ七百五拾文ニ而御廻方石高寄不同ニ御座候

〔出典…『宮城県史二八（資料篇六）』昭和三十六年刊所収〕

すなわち、寒風澤は「表海」への「風道」であることから「江戸出船」の風待ち港に最適であったのである。このような立地条件から、寒風澤湊には諸国産物や廻船が集散し、幕府も城米蔵を設置し、さらに仙台藩も番所も設けている。安政四年（一八五七）、仙台藩がわが国初の洋式軍艦開成丸を建造したのこの島あった。

【史料七―二】寒風澤風土記御用書出（抜粋）

代敷有之御百姓書出 宮城郡高城寒風澤
肝入 小平治

八代相統 寒風澤屋敷 長南清八郎
御城米浦役人

右清八郎先祖長南左右衛門儀、当浜御百姓彦三郎先祖長南和泉二男ニ御座候処、寛永十八年御検地之節より御百姓ニ相立候間、右代より御書上仕候、家本代敷ハ彦三郎より申上候事

先祖 長南左右衛門 二代 左右衛門子 喜平次

三代 喜平次子 喜右衛門

四代 喜右衛門子 喜右衛門

五代 喜右衛門子 長南清八郎
御城米浦役人

右清八郎儀、享保十八年九月御城米浦役人於御郡方御会所御郡奉行様被仰渡、帯刀上下絹布御免被成、伊達於御陣屋御代官様御手代衆被仰渡、勤仕中御扶持方五人分被下置、寛保三年十月迄拾老年相勤申候事

〔出典…史料七―一に同じ〕

ところで、享保一八年に寒風澤において城米浦役人を命じられたのは長南清八郎家であった。史料七―二によれば、長南清八郎家の

先祖である長南左右衛門は、同じく寒風澤の御百姓彦三郎家の先祖長南和泉の二男であったと伝えられる。また、左右衛門家は、寛永十八年（一六四一）検地の時から仙台藩の御百姓に取り立てられたという。つまり、寒風澤に多い長南姓の先祖とされる長南和泉の次男左右衛門の家系で、長南左右衛門―喜平次―喜右衛門―喜右衛門―長南清八郎と続き、五代清八郎が享保十八年九月に城米浦役人を命じられたのである。また、史料七―一によれば、清八郎家は安永三年には仙台藩及び南部藩御穀船に充てられる七八百石積みの天当船四艘所有し、城米浦役人たる清八郎家じたいが寒風澤でも有数の廻船業者であったことがわかる。

ところで、『宮城郡誌』は先祖長南和泉について現地に伝わる来住伝承を要約し、「上総国長南の領主なり、元和二年故ありて一家従類と共に海路此地に來り、寒風澤港地を埋立擴張して居住せり、埋立工事中三ケ年間は、上総より乗り來れる船に世帯をなせり、其船を係留せしところを大松の下と云ふ、今に至り子孫長南の姓を稱するもの多し、和泉守所持の槍、太刀等の武器ありしが、明和年中寒風澤大火の際、尽く烏有に歸せりと云ふ、後享保十八年五代清八郎の時より代々徳川家御城米浦役人となり、苗字帯刀御免の家柄なりしが、維新後、十三代清八郎家産を破り、次に幾程もなく病没し、一女又次いで没す、長南氏茲に絶つ」と記している。⁽¹⁾

つまり、上総国長柄郡長南（庁南、千葉県長南町）に発する豪族

東北沿岸における来住伝承と東廻海運（内田）

長南和泉守が、元和二年（一六一六）に一族を率いて、海路を寒風澤に移住したという。しかも、築港作業が行われた三年間は水上生活を営んだとも伝えられるのである。また、寒風澤島に現存する初代長南和泉の墓碑にも「栽松道本居士 承応三年九月四日」とあり、承応三年（一六五四）に同地で死去したことが判明するし、分家左右衛門家が寛永一八年にはじめて御百姓に取り立てられたことから、長南和泉なる人物が近世初期に寒風澤へ来住したことはほぼ事実と言えよう。

【史料七―三】寒風澤風土記御用書出（抜粋）

一大貝統半金御売分林 豎五拾間 無坪数改
横式丁半
右ハ明和七年御弘山ニ被成下、当時生替ニ無御座候、右御林御植立年月相知不申候得共、元和年中上総国長南と申所より当浜代数有之御百姓彦三郎先祖長南和泉守と申者、赤松の種持参任、近隣の島浜江為植申候由并瑞巖寺御中興雲居和尚より黒松之種を被下置、兩種等浜植申候由申伝候

〔出典…史料七―一に同じ〕

また、右の記載によれば、元和年間に上総国長南から長南和泉守と称する者が赤松の種を持参し、また瑞巖寺中興の雲居和尚からも黒松の種を下付されたので、両方の種を寒風澤島内の大貝統や近隣

の島浜へ植え付けたと伝えられている。つまり、後世の景勝地松島を飾った松樹は、長南和泉が上総国から持参した赤松（一説に黒松の誤りとも言う）ということになるのである。

これらの伝承から、長南和泉と称する人物やその一族など、近世初期に寒風澤へ来住した人々は、航海操船に長けていたと考えてもよいであろう。しかし、来住事情に関わって問題とされるのは、彼らがなぜ「長南和泉」を名乗ったかという点である。関東ならばまだしも、奥州の一島嶼を開拓するために、上総国の豪族を名乗ることで、いかなる利益があったのであろうか。何らかの利益が得られるとしたら、荒浜の武者氏が武田水軍に関わる来住伝承を有するのと同じような事情で、上総長南氏がすでに房総と東北日本を結ぶ海上交通に何らかの影響力を持っていたと見ることも出来よう。さらには、彼らが寒風澤島を来住地に選んだ理由や来住に必要な航海技術をいかにして修得したのかと言う問題も残されよう。

前者は、寒風澤周辺海域が中世・戦国期の沿岸海運にどのような位置を占めていたかと言うこともできる。これに関しては、寒風澤の自然条件に加えて、松島瑞巖寺の存在に注目すべきであろう。松島瑞巖寺（円福寺）は、弘長二年（一二六二）に関東御祈禱所となつたが、津軽護国寺なども結びつき、奥羽地方における御祈禱所の中心的存在であった⁽¹⁷⁾。また、「慕帰絵詞」に描かれた「円福寺津」に海舟が輻輳する図を見るならば、高城保と円福寺付近が中

世奥羽における重要港湾であつたことが想像される。さきに紹介した松樹植栽の逸話に見られるように、来住者である長南和泉と瑞巖寺中興雲居和尚との関わりは示唆的である。また、大石直正氏によれば、寒風澤に近い塩釜津は天文年間（一五三二〜五五）の『留守分限帳』に町在家八三軒、蔵二十以上があると記され、商業が相当程度発達した湊町であつた。その塩釜津の海民的領主とも言うべき佐藤氏の居城駒犬城の麓には、天文十五年の年紀をもつ小型の一石五輪塔があるが、これは畿内近国に特有のものであることから、これは塩釜津が西国に開かれた湊であつたことを示す有力な証拠となる⁽¹⁸⁾。

こうして見ると、松島、塩釜及び北上川河口の石巻湊とも近い寒風澤は、中世・戦国期に存在したと想定される沿岸海運への好位置を占めていたと言えるのではなからうか。このような立地を十分に踏まえていた長南和泉は、寒風澤に港地を設営するとともに、寛永期（一六二四〜四四）には北上川の河道付替事業によって重要度を増しつつある石巻湊に長子茂左衛門とその一統を分家させている⁽¹⁹⁾のである。

以上から、寒風澤の城米浦役人である長南清八郎家の祖長南和泉は、中世・戦国期の沿岸海運へのアクセスを見込んで同地に来住したものと考えられるのである。

田丸祐儀と気仙大島

長南氏、武者氏と同じく、戦国末期から近世初期の来住伝承を有する者に気仙大島（宮城県気仙沼市）の廻船問屋境屋の祖田丸祐義がいる。祐義は戦国期に大島に来住し、江戸や上方への米穀回漕業で豪商に成長し、元和元年（一六一五）に仙台城南町に移り、伊達政宗の知遇を得た。彼は、所有する大船艘を藩に献上し、そのかわりに仙台領内の移入糸専売権を与えられて莫大な利益をあげたと伝えられる。二代・三代も藩主綱村・吉村の風雅の友となり、たびたび自邸への来駕に浴したという。その財力は、綱村以下歴代藩主の廟所となった黄檗宗大念寺などの造営に三十六万両を献納したことからもうかがわれる。これらの諸伝記によるところでは、田丸祐義は典型的な初期豪商と言えよう。

寛永五年（一六二八）に祐義が没したのち、一族は仙台田丸氏や大島田丸家に分かれた。大島田丸家の初代は藤兵衛といい、万治年間（一六五六〜六〇）にかけて祐義が居を定めた大島に移り住んで海産物回漕業を営み、天和三年（一六八三）に没している。その子孫は、気仙沼でも有数の廻船問屋となったという。⁽²⁰⁾

田丸祐義について、古くは菊田定郷著『仙台藩人名辞書』（昭和八年二月刊）に紹介され、『仙台市史』（昭和二十九年三月刊）において

詳述されている。さらに、近年は『気仙沼市史III近世編』（平成二年三月刊）に紹介されている。これらの記述及び「大島村風土記御用書出」によれば、境屋の初代庄左衛門祐義は、もと泉州堺の浪人であったが、また伊勢北畠氏の庶流で伊勢国度会郡田丸城主（三重県玉城町）田丸中務少輔直昌の末裔であったといわれる。⁽²¹⁾

【史料八】大島風土記御用書出（抜粋）

風土記御用書出

本吉郡北方大島村

肝入小野寺善兵衛

大島村

一村名ニ付由来 当村ハ往古より大嶋と相唱、又薬師嶋共申候由之処、慶長年中願之上大嶋村と罷成候由申伝候、村名ニ付由来と申儀相知不申候事

（中略）

代敷有之御百姓

本吉郡北方大嶋村

肝入 小野寺善兵衛

六代相統

浅根屋敷
境 藤兵衛

右境藤兵衛先祖藤兵衛儀ハ泉州之者ニ御座候由、万治年中当村浅根屋敷ニ
取移相当由申伝候、藤兵衛以前名前并代数共ニ相知不申候間、右代より御
書上仕候事

先祖 藤兵衛 二代 藤兵衛子
旧肝入 兵右衛門

右兵右衛門儀、宝永四年より正徳四年迄八ヶ年肝入相勤候処、被仰渡月相
知不申候

三代 兵右衛門子 藤兵衛

右藤兵衛儀、享保年中肝入相勤候処、被仰渡月并在勤年数共相知不申候

（後 略）

〔出典…『宮城県史二六（資料篇四）』昭和三十三年刊所収〕

【史料九】 仙台人名辞典（抜粋）

タマル・スケヨシ 【田丸祐義】 事業家。本吉郡大島田丸氏は、豪商田丸氏
の支族なり。家記に曰く、田丸祐義は和泉堺の人なり、本吉郡大島に住す、
米穀の廻漕を業とし、当時の猗頓と称せられる、綱村公の知遇を蒙り、二
十口米を賜ひ、常に醺談に陪す、公大年寺、塩釜神社を建立するに当り、
金三十六万兩を納めて土木を資く、已にして米穀の廻漕は大利のある所、
一商賈の私すべきものにあらずとし、乃ち載米を梱し、巨船二十五隻一切
の商事を併せて之を藩に献ず、公之を許し其の欲する所を問ふ、乃ち世々

木綿の租銭を賜はらんことを請ふ、亦許さる、大島の地僻遠にして往還に
便ならざるを以て移りて仙台南町に居る、没して仙台北町仏眼寺に葬る。

〔出典…菊田定郷著『仙台人名辞書』七一七頁〕

ここでも、近世の東廻海運に携わる者たちの来住伝承の中に武士
的出自が確認されるのである。そこで、田丸氏の祖とされる田丸中
務少輔直昌がいかなる人物であったのか、再検討してみよう。伊勢
国司北畠家は陸奥鎮守府將軍北畠顕家の後裔であるが、その北畠国
司家は戦国期には多気城に拠りつつ、星合氏・木造氏などの御一門
を南勢諸城に配した。田丸氏もその一つで、もとは国司家の家臣で
田丸城主の愛洲伊予守忠行が国司政郷の庶子政勝を迎えて「田丸御
所」と称したもので、政勝（のち顕晴）からは田丸氏を名乗った。²²⁾
愛洲氏はもと紀伊の海賊衆で、「太平記」にも「伊勢の愛洲」として
登場する。愛洲一族は大湊近傍の田丸城及び一之瀬城（三重県度会
町）のほか、志摩半島南岸の五ヶ所城（同南勢町）に拠り、海戦・
陸戦に活躍したと伝えられる。永禄期には小田原北条氏の水軍の中
に「愛洲兵部少輔」の名が見受けられる。²³⁾ このことに加えて、田丸
氏と北畠国司家は、伊勢大湊を中心に活動する伊勢廻船や伊勢水軍
諸將と密接な関係を持っていた。例えば、田丸直昌の妹は、永禄一
二年（一五六九）に九鬼嘉隆に敗れて三河に逃れ、のちに武田水軍
に参加した小浜民部左衛門景隆の母と伝えられる。²⁴⁾ なお、さきに紹

介した土屋備前守直規こと岡部貞綱こそは、北畠家に属する小浜景隆に今川氏への帰属を働きかけた人物とも言われている。⁽²⁵⁾ また、北畠国司家は、大湊会合衆に水軍の船頭・水主役を負わせていた。⁽²⁶⁾

【史料十】天正六年八月、玉丸局宛船舶諸税免許状

勢州玉丸船老艘 但五拾石船 三遠両国於諸湊、就土押立・地摺・駒口・碓役・駄別等令免許之訖、彼船乗者花井十之右衛門渡海上不可有相違者也、仍如件

天正六年八月 日 御 諱 御朱印

玉丸御局参

〔出典・児玉幸多編『近世交通史料集』幕府法令上』五頁〕

史料十によれば、天正六年（一五七八）には「田丸御局」こと北畠信雄の妻で国司具教四女の千代御前が「田丸船」と称される五十石船一艘を所有し、徳川家康から御用船として三河・遠江両国諸湊における諸税を免除されていることがわかる。この船の実態は大湊近辺の伊勢廻船と見られ、織田氏との和議（天正三年）後のことではあるが、北畠氏と大湊の廻船との密接な関係を示唆している。

東北沿岸における来住伝承と東廻海運（内田）

【史料十一】田丸氏系図

遠祖 伊勢田丸城 田丸中務

田丸藤兵衛祐義
大島に移住、米穀廻漕業、功勞により領内移入糸綿専売権を与えらる 仙台南町住、寛永五年没
弟（盛岡田丸家）

（大島田丸家）

初代 境屋藤兵衛 二代 藤兵衛 三代 藤兵衛満定

大島浅根屋敷
海産物廻漕業

天和三年没

弟（仙台田丸家）

初代 堺屋庄左衛門在次 二代 庄左衛門在宣

三代 庄左衛門在清

自謙と号し四代藩主綱村の厚遇を得る、享保十七年没、七十歳、綱村と同じ大年寺に葬られる

〔出典：『気仙沼市史Ⅲ近世編』二七三頁〕

《参考》伊勢田丸氏系図

田丸城主

玉丸・田丸

愛洲伊予守忠行

顕晴

応永年間

北畠政郷庶子

(一三九四〜一四二八)

左少将政勝

親忠

具忠

政勝子國通

材親子國忠

弾正少弼

具勝のち具忠

永正十七年(一五二〇) 嗣

大永六年(一五二六) 自害

田丸中務少輔

直昌

はじめ忠弘・具安・具直、蒲生氏郷の妹婿

元龜二年(一五七一)生、天正三年(一五七五) 岩出城に移る

同一二年再び田丸城に入る、同一八年三春城主五万石、慶

長三年川中島へ移封、同五年岩村城へ移さる、同年、関ヶ原戦で亡邑、越後堀氏に預けられ死去(一説に七年赦されて会津に移ると)

田丸長左衛門 食五百石

左門

慶長四年五月十四日死

直茂

兵庫 左衛門尉 従父居会津 憑加賀

主膳 小字菊千代 与兄居会津

〔注記〕『玉城町史 第一巻』二二二頁以下、『日本城郭大系

第十巻』一七一頁以下、『新版系図纂要第九冊上』一七四頁

以下を参考に筆者が作成した。

その後、田丸氏は顕晴の没後、永正一七年(一五二〇)にその子親忠が嗣ぐが、大永六年(一五二六)に家臣の反逆により自害したため、再び国司家から北畠材親の三男具忠を迎える。具忠は、天文二三年(一五五四)正月に従四位下に叙せられ、同二九年には左少将に任ぜられる。その子が直昌である。²⁷⁾直昌は元龜二年(一五〇〇)から天正三年(一五七五)までの二五年にわたって田丸城主であり、

近江日野城主蒲生賢秀の娘を娶った。永禄二年(一五六九)、織田氏と北畠氏の和議により織田信長の二男茶筌丸が国司具教の子具房の養子(北畠信意のち織田信雄)となり、ついで具教の四女を娶ることで、北畠国司家は実質的に織田家の傘下に入った。ついで、天正三年(一五七五)には北畠信意が田丸城に入り、同八年まで在城した。この時、織田氏を忌避したとされる直昌とその子直茂は、度会郡南中村の岩手(岩出)⁽²⁸⁾城に移った。同四年、国司具教とその一族は織田氏に謀殺される。一説には、具教が武田氏と謀議を働いたためと言われる。ついで、本能寺の変を経て、同十二年に秀吉は蒲生氏郷に南伊勢に一二万石を与えた。その結果、蒲生氏との所縁により、直昌はその旗下に属し、再び田丸城主となった。

天正十八年、秀吉の奥羽仕置に伴い、蒲生氏郷は会津黒川城に入り、直昌も五万二千石を与えられ、須賀川城に入る。翌年には、直昌は九戸政実の乱鎮圧に参陣するとともに、田村郡三春城に入城している。⁽²⁹⁾文禄四年(一五九五)に氏郷が没し、慶長三年(一五九八)に蒲生秀行が下野宇都宮に移封され、替わって会津に上杉氏が入ると、田丸直昌は信濃国川中島に移され、ついで同五年に美濃国恵那郡岩村に移される。しかし、同年に起こった関ヶ原の戦いで西軍に与したため、所領を没収され、最後の堀氏に預けられ、その地で死去した。

ここで、田丸祐義の来住伝承に結びつくものとして、直昌の最期

東北沿岸における来住伝承と東廻海運(内田)

と子孫の動向について、見てみよう。直昌の最期について、『系図纂要』は「(慶長)五年亡邑、七年遇赦居会津」とし、太田前掲書も会津に再入国した蒲生氏に寄寓したとの見方を採る。また、長子直茂については「兵庫、左兵衛尉、従父居会津、従憑加賀」とあり、加賀に赴いたとする。一方、『寛政譜』は、直昌が越後の堀秀政に預けられて籠居したとのみ報じているが、長子直茂については、同じく前田利長の招きに応じて加賀藩に寄寓したとある。⁽³⁰⁾

なお、『系図纂要』によれば、直昌の弟某は「田丸長左衛門、食五百石、慶長四年五月十四日死」とあり、祐義の通称「庄左衛門」と音に通じるところがある。また、その子某は「左門」とのみ記されている。気仙大島に来移住した田丸祐義が、はたして右記「長左衛門」なのか、現在のところ、定かではない。しかし、以上の検討によつて、伊勢田丸氏は、北畠国司家の支族として、また紀伊海賊衆の愛洲氏としても、伊勢大湊の廻船や伊勢水軍衆と密接な関係を有し、中世く戦国期の太平洋海運とも深く関わる立場にあったことが判明する。さらに、天正期には蒲生氏郷に従い、田村氏・伊達氏の所領であった三春地方に在城するなど、伊達氏をはじめとする奥州事情に通じていたと考えられるのである。

田丸祐義が、これまで見てきた田丸氏の系譜とどのように厳密に関連づけられるかは今後への課題であるが、大島来住と米穀回漕業で急速に初期豪商への途を歩む背景には、伊勢田丸氏の事跡が大きい。

く影響を与えたものと思われる。田丸氏の来任伝承は、長南氏・武者氏のそれと同じく、俄かに実証が困難な部分を多く含んでいる。しかし、それらに共通する部分の検証を通じて、戦国末期から近世初期の人の移動（来任）やのちに沿岸交通の担い手となる者たちの出自を明らかにすることが可能となるであろう。

なお、近世の大島村における「代教有之百姓」には、対岸の本吉郡内から移住した葛西氏の遺臣や奥州岩城郡（福島県いわき地方）からの来任者もあつた。また、羽州仙北（秋田県横手地方）の豪族小野寺氏、信濃の戦国大名村上義清、下野小山氏の末裔と伝えられる家もあり、祐義が来任した大島そのものが他地域からの来任を受け入れやすい地域であつたことが考えられるのである。⁽³¹⁾

おわりに

近世東廻海運に深く関わる長南氏・田丸氏・武者氏のいずれもがも武士的出自を持ち、両者（長南氏を措くとして）は戦国期には水軍と関わっていたことが判明した。しかも、水軍としての活躍の場は、来任地から遠く隔たる畿内・関東などの本州中央部であることも共通する。さらに、武者氏・長南氏の場合、来任時期は元和期であり、田丸氏の場合もほぼ同時期と考えられる。来任後の生業は定かではないが、何らかの形で海運業に関わり、周辺海域に関する習

熟度と海上輸送の実績により、武者氏・長南氏は城米浦役人を命じられ、田丸氏も大船二五艘を仙台藩に献上するに至つたものと思われる。

本稿のねらいは、今日では検証の困難な面を含む彼らの来任事情から、戦国末期～近世初期の太平洋沿岸諸湊への来任者の特徴を探るとにあつた。また、そのことが安房小湊や下総銚子など成立事情の定かでない湊の解明に資するものであると考えたのである。これまで等閑視されがちな来任伝承の共通性に注目することで、近世海運の担い手の性格の一端が明らかにされたと思う。

しかし、筆者は近世海運の担い手たちの活動初期をただちに元和期に特定するものではない。また、近世海運の担い手を海賊・水軍的出自をもつ者のみに限定するものでもない。漁商未分化な段階での漂流民（例えば紀州系漁民など）にも、その可能性が認められよう。当面の課題としては、近世沿岸海運に結びつく来任伝承や漂流民の事例をより多く掘り起こす必要があるであろう。その際は、中世太平洋海運に関する研究動向にも、注目して行きたい。

註

- (1) 綿貫友子「中世東国と太平洋海運」、『六浦文化研究』第二号、一九九〇年）など
- (2) 滝川恒昭「勝浦正木氏の基礎的考察―「正木武膳家譜」所収文書の紹介と検討を通じて―」（『勝浦市史研究』第一号、平成七年一月）など

- (3) 古田良一著『東廻海運及び西廻海運の研究』(昭和十七年三月刊) 三四頁
- (4) 「宮城郡高城寒風澤浜風土記御用書出」(『宮城県史第二八巻』昭和三十六年九月刊、四六七頁以下)、寛保三年十月「浦役人答申書」(『石巻市史 第三十一篇』所収)
- (5) 寛永七年「誕生寺浦出入落着につき一札」(『天津小湊町史史料集1』平成二年三月刊、三二五頁、以下「史料集」とする。)
- (6) 元禄十三年十二月「市川村と小湊村争論につき裁許裏書」(『史料集』三一七頁以下)
- (7) 天保七年「(小湊村書上)」(『史料集』三八頁以下)、安房郡教育会編『安房郡誌』
- (8) 天保八年十月「(船荷物陸揚出入一件につき)」(『史料集』四六六頁以下)
- (9) 天保十一年八月「(御城米御用につき廻状留)」、弘化二年三「(廻船取扱出入内済につき議定)」(『史料集』四八頁以下)
- (10) 天保九年「(小湊村書上)」、同十年「(内浦村書上)」(『史料集1』四三頁以下)
- (11) 元禄十四年六月「誕生寺山海由緒書」(『史料集』三一八頁以下)、拙稿「栖原屋角兵衛について」(『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』第三巻第二号、平成四年三月刊)
- (12) 文化五年十二月「元和四年改浜荻村水帳写」、元和六年九月「浜荻村申ノ年田島名寄之高書貫帳」(『史料集』二二二頁ほか所収)
- (13) 安田初雄「近世の阿武隈川の舟運」(『福島の研究3 近世篇』昭和六一年十二月刊)
- (14) 柴辻俊六「戦国大名武田氏の家臣衆」(『信濃』第二四巻第九号、一九七二年九月)、小和田哲男「武田水軍と駿河の海賊城」(佐藤八郎先生頌寿記念論文集『戦国大名武田氏』一九九一年一月刊)
- (15) 『塩竈市史』第一巻二八六頁以下
- (16) 宮城県教育会編『宮城郡誌』(昭和三年八月刊)
- (17) 入間田宣夫「鎌倉建長寺と藤崎護国寺と安藤氏」(小口雅史篇『津軽安藤氏と北方世界』所収)。

東北沿岸における来住伝承と東廻海運(内田)

- (18) 大石直正「十三湊の安藤氏館と塩釜津」(国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』一九九四年十二月刊)
- (19) 中村就一「長南氏の研究」(一九八七年七月)三〇四頁以下。中村氏は旧浦戸村の郷土史家土井兼太郎による現地での聞き取り調査に依拠しつつ、長南和泉が天正八年(一五八〇)頃に父寂照院殿の次男に生まれ、里見忠義に属して船手奉行を勤めたと論じた。なお、中村氏も指摘するように、慶長一五年「里見氏分限帳」(川名登編「里見分限帳集成」所収)には、その名は見当たらない。しかし、長南氏と同じ「東上総に展開し、勝浦城に本拠を置く勝浦正木氏が海上交通能力に長けたことを背景に、外房一帯から下総香取地方にも侵攻したことはすでに明らかである。(滝川恒昭前掲論文)このことから、長南氏が海上交通と何らかの関係をもつことは考えられよう。
- (20) 『気仙沼市史 近世編』二七六頁以下(平成二年三月刊)
- (21) 同書二七二頁以下
- (22) 本節では、主に金子延夫著『玉城町史第一巻』(昭和五八年八月刊)二二頁以下、岩中淳之「田丸城」(『日本城郭大系第十巻』昭和五五年八月刊)を参照した。伊勢田丸氏については「寛政重修諸家譜第八巻」三三頁、「(同第二十巻)」三八頁以下、「太田前掲書第二巻」三六〇九頁以下、「系図纂要新版第九冊上」(一九九一年四月刊)一七四頁以下等に諸説が記されているが、「星合系図」等による誤謬もあり、本稿では金子前掲書に拠りつつ、諸書の内容を筆者において勘考した。
- (23) 『三重県史 資料編 近世1』総合解説九頁以下(平成五年三月刊)
- (24) 『太田前掲書』第二巻「三六〇九頁。小浜氏は左兵衛少尉盛継が北畠顕家に仕え、伊勢小浜を領したとされ、その十二代の末孫が景隆である。景隆は、元龜二年(一五七二)に甲斐国に赴き、武田信玄に仕えて三三五頁文を知行し、のち勝頼から三千頁文の加増があった。天正十年に武田氏が滅亡した後は徳川氏に仕え、翌年には甲府の岡部正綱に属した。(『寛政譜』第十六巻 三九八頁以下)
- (25) 柴辻前掲論文。

- (26) 天正元年十月十三日「北島具房奉行人奉書」ほか（『三重県史資料編近世1』一二九頁、平成五年三月刊）
- (27) 『金子前掲書』によれば、直昌ははじめ「忠弘」と名乗り、ついで「具勝・直息・直昌」とかわる。諸書に「具直・具安・俱忠・直具」とあるのは同一人物である。
- (28) 田丸祐義の出自により深く関わる直昌の子についても、『系図纂要』に「直茂、兵庫、左兵衛尉」とあるほか、太田 前掲書に「具良」「忠昌」等とあり、金子前掲書も明確な記述がない。
- (29) 『三春町史第二巻』によれば、三春城周辺は玉井教馬助の支配に属し、直昌は程なく守山城に移っている。
- (30) 『寛政重修諸家譜』第二十巻、三八頁
- (31) 「本吉郡大島村風土記御用書出」（『宮城県史第二六巻』、昭和三三年三月刊）七三五頁以下